

2023年4月1日 特別高圧・高圧の電気標準約款等の変更に伴う電気料金以外の見直し内容について

【電気標準約款【特別高圧】および電気標準約款【高圧】の変更内容】(1/2)

項目		見直し内容
I 総則	1 適用	配電事業制度導入に伴い、一般送配電事業者および配電事業者が維持運用する供給設備を介して供給を受ける需要に適用する旨を規定いたします。
	3 定義	<ul style="list-style-type: none"> 市場価格調整に係る「スポット市場価格」を追加いたします。 離島ユニバーサルサービス調整に係る「離島平均燃料価格の算定期間」および市場価格調整に係る「平均市場価格算定期間」を追加いたします。 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」について、法律名称の変更を反映いたします。 (旧) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (新) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
II 契約の申込み	10 需給契約の単位	災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にとともに、お客さまからの申し出がある場合で、一般送配電事業者が適当と認めた場合は、原則（「1 需要場所について1 契約種別を適用して、1需給契約を結びます。」）に拠らない旨を規定いたします。
	12 供給の単位	供給の単位は託送約款等に定める旨を規定いたします。
IV使用および供給	27 供給の停止	「一般送配電事業者の電線路を使用」という部分を削除いたします。
V 契約の変更および終了	37 需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算	工事費の精算に関する規定が重複しているため、統一いたします。
附則	1 この標準約款の実施期日	実施期日を2023年4月1日に変更いたします。今回の変更に合わせて和暦表記から西暦表記に見直しいたします。
別表	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	法律名称の変更を反映いたします。 (旧) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (新) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

【電気標準約款【特別高圧】および電気標準約款【高圧】の変更内容】(2/2)

項目		見直し内容
別表	2 燃料費等調整	<ul style="list-style-type: none"> 燃料費調整を見直し、「燃料費等調整」について規定いたします。 燃料費等調整額の算定は、「燃料費調整額」、「市場価格調整額」、および「離島ユニバーサルサービス調整額」にて算定する旨を規定いたします。 (燃料費調整) 燃料費調整額の算定諸元を見直しいたします。 (市場価格調整) 市場価格調整額の算定方法および市場基準単価について規定いたします。 (離島ユニバーサルサービス調整) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定方法および離島基準単価について規定いたします。 燃料費調整単価、市場価格調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価の適用期間を規定いたします。(従来の燃料費調整と同様の適用期間となります。) 燃料費調整単価、市場価格調整単価、離島ユニバーサル調整単価をお知らせする旨を規定いたします。

【電気供給実施要綱の変更内容】

項目		見直し内容
本則	適用条件	配電事業制度導入に伴い、一般送配電事業者および配電事業者が維持運用する供給設備を介して供給を受ける需要に適用する旨を規定いたします。
	料金	料金単価の変更と、料金の算定において燃料費等調整額を反映する旨を規定いたします。
	予備電力をあわせて契約する場合の取扱い	料金の算定において、燃料費等調整額を反映する旨を規定いたします。
附則	実施期日	実施期日を2023年4月1日に変更いたします。今回の変更に合わせて和暦表記から西暦表記に見直しいたします。
	料金についての特別措置	<p>この実施要綱実施の際現に当該メニューの適用を受けていることを前提に料金単価の適用に関する場合分けを規定いたします。</p> <p>(1)電力需給契約の契約期間の終期が2023年10月30日以前の場合の料金を規定いたします。(1)の特別措置は、電力需給契約の契約期間の終期を含む料金算定期間の終期まで適用する旨を規定いたします。</p> <p>(2)電力需給契約の契約期間の始期が2022年11月1日以降で2023年3月31日までの場合、または、(1)に該当するお客さまが、契約期間満了後も引き続き電力需給契約を締結する場合の料金を規定いたします。(2)の特別措置は、電力需給契約の契約期間の終期を含む料金算定期間の終期まで適用する旨を規定いたします。</p> <p>(3)上記(1)・(2)の場合の燃料費調整について規定いたします。</p>